

平成28年1月28日

全国文具事務用品団体連合会会長
森 静雄 殿

経済産業省商務情報政策局製品安全課長 川原 誠

(川原)

レーザーpointer等の販売における
消費生活用製品安全法の遵守の周知徹底について

レーザーpointer等の「携帯用レーザー応用装置」については、過去にレーザーpointer等のレーザー光線により視力が低下する事故が発生したことから、平成13年1月から消費生活用製品安全法（以下「消安法」という。）に基づき規制が実施されております。レーザーpointer等を販売するに当たっては、製造事業者及び輸入事業者は、法令で定める技術上の基準に適合させる義務があり、技術上の基準に適合した製品にはPSCマーク等を表示することになります。販売事業者はPSCマークが付されている製品でなければ販売をすることできません。今般、技術上の基準に適合しない可能性のある高出力の製品が販売されていたことを踏まえ、改めて、下記について、貴団体傘下の各事業者への周知徹底が図られますようお願いします。

記

レーザーpointer等を販売する場合においては、法令で定める技術上の基準に適合したことを示すPSCマーク等が付されている製品でなければ販売し、販売の目的で陳列できないこと。なお、これに違反した場合には、罰則の適用、回収等危害防止命令の対象となること。

(参考1)

消安法における「携帯用レーザー応用装置」は、レーザー光（可視光線に限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。

(参考2)

・表示義務のあるPSCマーク



・次の3点に関しては、外面の見やすい箇所に表示しなければならない。

- ① レーザー光をのぞきこまない旨
- ② レーザー光を人に向けない旨
- ③ 子供に使わせない旨